

佐藤博幸委員長

ただいまから、皆川治市長の選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の欠席届出者は、ありません。

出席者は、定足数に達しております。

ここで、本委員会への傍聴の申し出があり、現に入室しておりますので、ご了承願います。なお、報道機関から撮影願いが出されており、委員長において、これを許可しておりますので、ご了承願います。

傍聴者及びマスコミの方々に申し上げます。入室時に「傍聴の方へ」と題するお願ひをお渡ししておりますが、改めて申し上げます。委員会審議の妨げとならぬよう私語等は慎んでいただくほか、携帯電話その他の電子機器類の電源を切るように、お願ひいたします。

議員並びに傍聴者の方に申し上げますが、室内が暑い場合は、上着をとってくださっても結構ですので申し添えます。それから発言をされる方はマイクのスイッチを入れていただいて、発言が終わりましたら、マイクのスイッチを切っていただくようにお願いを申し上げます。それでは、初めに、報告に入ります。

記録の提出請求の提出状況について、報告します。

前回の委員会で、決定いたしました記録の提出請求につきましては、去る3月18日付で、議長から各関係者あてに記録提出請求書を送付していただき、提出期限である4月11日までに記録の提出を受け、委員の皆さんに事前にお手元に配付いたしましたので、確認をお願いいたします。このことについてはよろしいですね。皆さんございますね。はい、それでは進めてまいります。

それでは協議に入ります。

初めに、証人喚問についてを議題とします。このことにつきましては、前回の委員会におきまして、証人尋問を実施することを確認しております。その際、その内容について、できるだけ具体的な範囲で、分かりやすい内容で、3月31日までに提出をお願いいたしました。

提案をいただきました「皆川治市長の選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題での証人及び尋問事項」を委員の皆様へ事前に配付いたしております。

提出者の説明を求めます。はい、佐藤委員

佐藤昌哉委員

それでは私から皆川市長の選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題での証人尋問事項について、資料に基づき説明をいたします。

ここに記載のとおり証人の数としては、4名を予定しております。市長、支援者、出納責任者、元県議ということあります。そして、尋問事項につきましては、この度、記録の請求をして、こういったも

のを精査した上で具体的な尋問事項を検討するべきということで考えておりますけれども、大きくこれまでの議論等を踏まえて2つあるのではないかというふうに考えております。

一つは金員授受の際の状況と経過について、2点目、選挙運動費用収支報告書の記載について、これについては不記載と訂正も含めてのことになるわけですけれども、その具体的な事項については精査をしてからということで考えています。

あと3番のその他本事業に係る事項ということで、これ以外の部分についても記録を精査した上で検討するべきことは、していきたいということでございます。以上です。

佐藤博幸委員長

これから協議に入ります。ただいまの説明で証言を求める者として、市長、支援者、出納責任者、元県議の4名の方が提案されました。委員会で承認喚問する際は、出頭を求める者の氏名、証言を求める事項、出頭を求める日時・場所について議決する必要があります。

本日は証言を求める者について協議を行います。なお、資料の2番目以降の方々は、私人であり、また、この方々の個人情報は広く世間に周知されていない状況に鑑みまして、発言をされる際は、支援者、会計責任者、元県議などの呼称により個人が特定されない様プライバシーに配慮した発言を要請いたします。

協議の進め方については、4名の方々について一括して協議を行い、証人とするかどうかの採決は個別に行います。これから証人喚問について一括して協議を行います。

何かご意見ございませんか。ありませんか。はい、ないようです。

それでは、初めに、皆川治市長を証人として本委員会に出頭を求ることについて、採決します。

ただいま議題となっております鶴岡市長選挙における選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題に関する事項を調査するため、皆川治市長を証人として本委員会に出頭を求ることについて、賛成の議員の挙手を求めます。

挙手多数あります。

よって、皆川治市長を証人として本委員会に出頭を求ることを決定いたしました。

次に、支援者を証人として本委員会に出頭を求ることについて、採決します。

ただいま議題となっております鶴岡市長選挙における選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題に関する事項を調査するため、支援者を証人として本委員会に出頭を求ることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数あります。

よって、支援者を証人として本委員会に出頭を求めるに決定いたしました。

次に、出納責任者を証人として本委員会に出頭を求めるについて、採決します。

ただいま議題となっております鶴岡市長選挙における選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題に関する事項を調査するため、出納責任者を証人として本委員会に出頭を求めるについて、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数あります。

よって、出納責任者を証人として本委員会に出頭を求めるに決しました。

次に、元県議を証人として本委員会に出頭を求めるについて、採決します。

ただいま議題となっております鶴岡市長選挙における選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題に関する事項を調査するため、元県議を証人として本委員会に出頭を求めるについて、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数あります。

よって、元県議を証人として本委員会に出頭を求めるに決しました。

なお、出頭を求める日時につきましては、証人尋問を円滑に進めるために対象となる方々に対しまして、事前に日程調整を行った上で、改めて委員会において決定いただくことになりますのでよろしくお願ひいたします。また、事前の日程調整を行うにあたっては、証人尋問を行う順番を委員会で決定した後に日程調整を行いたいと考えております。次回の委員会までに証人尋問をする順番及び改めて尋問事項について4月20日水曜日まで事務局に提出するようにしてください。

次に、協議題2、職員アンケートについてを議題とします。このにつきましては、前回の委員会におきまして職員アンケートを実施することを確認しております。その際、その内容について、できるだけ具体的な範囲で、分かりやすい内容で、3月31日までに提出をお願いいたしました。提案をいただきました市長のパワハラ疑惑に関するアンケートへの協力について（依頼）及び皆川市長の本市職員へのパワハラ疑惑に関する職員アンケート及び証人尋問事項等の資料を委員の皆様へ事前に配付いたしております。

提案者からの説明を求めます。はい、黒井委員

黒井浩之委員

2通ありますうちに公明党の方で提出しましたのが、右上に新政クラブと無い方になります。それでですけれども、新政クラブさんの方を拝見して、私の方でもちょっと突き合わせたりして確認しましたけ

れども、うちの方で作ったものが基本的に厚生労働省のパワハラ防止法なり、それらに関するパワハラ指針なり、そういうものをベースにして私の方では作ったわけです。

そちらですと様々幅広な事例ですとか、様々出ていて、こちらを基にというふうな考えで作ったわけですけれども、新政クラブさんの方では、より公務員向けといいますか、人事院規則に記載されているパワハラの定義ですとか、そちらを基にしているようですので、そちらの方が、より今回の事例には適切な根拠となるのかなというふうに思いますので、提出はしましたけれども、ベースとして新政クラブさんの方をベースにしていただいて、私の方は厚労省ベースということでお応参考にしていただくような形でご議論いただければというふうに思います。

佐藤博幸委員長

はい、それでは次に提案者からの説明を求めます。

はい、佐藤昌哉委員

佐藤昌哉委員

それでは私の方から資料に基づき説明をさせていただきます。

アンケート調査のご協力ということで、市職員現職、あるいは退職職員に対してアンケートを行いたいということあります。読み上げて説明に代えたいと思いますけど、よろしいですか。

佐藤博幸委員長

はい。

佐藤昌哉委員

皆川治市長のパワハラ疑惑に係るアンケートのご協力についてといふことがあります。昨年12月から1月にかけて、市議会に対し「市退職職員の匿名」及び「市退職職員の実名」並びに「現役職員有志」から「皆川市長の職員へのパワハラ行為の調査と即時中止を求める申入れ書」並びに皆川市長のパワハラ調査を求める「嘆願書」が送付されました。

このことから市議会では、令和4年1月25日、「皆川治市長の選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題並び本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会」を設置し、調査事項として「本市職員に対するパワハラ疑惑に関する事項」を規定しました。

つきましては、皆川市長のパワハラ疑惑に係る実態を把握するため、皆さまにアンケートを実施いたしますので、下記のとおり別紙アンケートにご協力を願いします。ということでお願い文を記載しております。

あと調査目的と提出方法、締め切りについては、このとおりでございますけれども、その他のところでは、2点記載しております。

アンケート調査票の提出は、基本的に無記名ということでありますけれども、実態等の証言または聞き取りに応じられる方は氏名、連絡先の記載をお願いしますということで、さらに、その事実について聴取に応じてくれる方は、ここに記載してくださいということにしてい

ます。

あと提出されたアンケートは、議会事務局及び本調査特別委員会の委員のみ共有するとし、何人たりにも公開せず秘密厳守します。ということでございます。

次に、パワーハラスメントの定義ということであります。定義については、先ほど黒井委員の方からもありましたけれども、人事院の規則が近年定められたということで、これに基づいてアンケートすれば、より効率的なアンケート調査ができるのではないかということで考えて、人事院規則10-16第2条を基に掲載をしております。

パワーハラスメントの定義を記載して、ここに2点定義があります。「職務に関する優越的な関係を背景として行われる言動」ということであります。2つ目は「業務上必要かつ相当な範囲を超える言動」、この2つを定義として人事院では掲げておられますので、これを基本に考えていただければというふうに思います。

3ページ目については、それでは具体的な言動はどういうものだということで、やはりアンケートを求められた方々が具体的にイメージできる、あるいはそのものである、そのことを見たとか聞いたとかということで、書きやすいように例示をしたということで、これも人事院規則をそのまま引用しております。

(1)は、言動として暴力・生涯、(2)は、暴言・名誉毀損・侮辱、(3)は、執拗な非難、(4)は、威圧的な行為、(5)実現不可能・無駄な業務の強要、(6)仕事を与えない・隔離・仲間外し・無視、(7)個の侵害ということでございますけれども、その他に重要だと思うのは、注意書きの(1)から(7)の言動に該当しなければパワーハラスメントとならないという趣旨ではないということで、これ以外に想定されることもあり得るのだということをここに記載しておりますので、この点も重要なというふうに思います。そっくりこれは人事院規則を引用させてもらっております。

次に、実際のアンケートのやり方、アンケート用紙の内容についてですけれども、設問、性別、年代、あと質問という項目は3項目に分けておりまして、質問の内容としては、10問予定をしております。最初の質問の1問目でありますけれども、直接、あなたは皆川市長からパラハラと思える言動を受けたことがありますかということで、ある、なしをチェックしていただいて、問2であるという方に伺うということで、先ほど申し上げたパワハラと思える言動の区分をここに列挙しております、該当する部分をチェックしてもらうと、それ以外の部分を先ほど、最後に申し上げましたその他の行為ということでチェックしてもらって、その内容について問3で記載をしていただくということで、直接受けた、言動を受けたことがある方は、このように

記載になります。

問4は、そのパワハラ行為を目撃したという方についての質問ということで、これも、ある、なし、そして、あると答えた方は、先ほどの言動の区分に従ってチェックをしていただくということあります。そして、問6でその内容を具体的に記入していただくという形になります。次に、7問目の、あなたは他の職員に対しパワハラと思える言動を行ったことを聞いたことがありますかということで、聞いたことがある方は、問7で、ある、ない、ある場合は、問8で、その内容を、先ほどの言動を、パワハラの言動があったという行為について、チェックをしていただくということでありまして、問9では、その内容について具体的に記入していただくということで、質問の趣旨は、直接自分が受けたか、あるいはそのパワハラ行為を目撃したかということ、それとそのパワハラ行為を、市長が職員に対してやったことを聞いたことがあるか、この3点を注目してアンケート調査の主な骨格としております。そして、問10として、この100条特別調査委員会に対しての意見や要望等がありましたら、ご記入くださいということで調査委員会に対する要望、意見等をお聞きしたいということあります。

そして最後に、最初のお願い文書と同様ですけれども、アンケートの取り扱い、中には氏名、連絡先、先ほど申し上げたように、いらっしゃるかもしれない、提出されたアンケートは、本調査特別委員会委員のみの情報として共有するものとし、他何人にも公開せず秘密は厳守いたします。アンケートの提出は基本的に無記名ですが、パワハラの事実や見聞きしたことを証明できる方又は聞き取り調査等について協力いただける方は、氏名、年齢、連絡先の記入をお願いします。ということで記入欄を設けております。アンケート調査の依頼については、以上です。あとあれですか、付随してこの対象者とかその辺は資料あります。

佐藤博幸委員長

そうですねあの、内容について一旦協議をして、次に、その対象者のことについて協議をしたいと思います。（「はい、分かりました」という者あり。）はい、ありがとうございます。

それでは、これから協議に入ります。先ほど黒井委員の方から提出された案については、参考ということでお願いをしたいという、旨のお話ありました。そして、佐藤昌哉委員から提案ありました案をベースにしてご議論いただきたいということでしたので、そのような進め方でよろしいですか。よろしいですか。はい、そのようにしたいと思います。

それでは、これから協議に入ります。何かご意見ございませんか。

はい、菅井委員

菅井巖委員	<p>このたびのアンケートの関係で言いますと、特に無記名ということ でパワハラそのものの確定に至る確たる証言をいただくということま では、進まないということになろうかと思います。</p> <p>そういう場合アンケートの存在そのものが非常にこう、どう取り 扱うかが重要な問題になってくるかと思います。その上で設問の7辺 りは、当然聞いたことがあるという、このいわゆる、又聞き的なこと も、これが書かれてくると、どういう取り扱いになるのかということ、 非常にそういう意味では、アンケートそのものの存在がですね、今後 実行したあとに非常に重要な取り扱いになってくると思います。</p> <p>このアンケートの実施にあたってはですね、今後は選定される弁護 士の方にですね、事前にあの確認をして、こういった内容で進めてい いのものか、そして、その取り扱いをどうしたらいいのかということを、 ちゃんと決めてからアンケートを行うべきだと、私は思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、ただいまご意見いただきました。ただいまのご意見について でもよろしいですし、他のことでもよろしいですが、内容についてご 意見あれば、皆様からいただきたいと思います。ありませんか。</p> <p>それでは、今菅井委員からご提案ありました件について、今日、後 ほど選任いただきます、協議していただきます弁護士に、一旦相談して それからのちで、どうだろうかというお話がありました。このこと については皆さんのご意見、いかがですか。はい、尾形委員</p>
尾形昌彦委員	<p>はい、一応今日協議、内容について協議した上で、ある程度固まつ たところで問題がないかどうかを弁護士に確認するという流れであれば、 よろしいのではないかというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、他にご意見ございますか。よろしいですか。それではいいで すね。それでは今ほどお二方からご提案ありました弁護士に一旦確認 をして、それから配付等の作成や配付等の手続きを進めたらどうかい うご意見でしたので、そのようにしたいと思います。その辺について はご意見。はい、田中委員</p>
田中宏委員	<p>確認になるわけですけども、弁護士さんに聞くタイミングと、それ から配付のタイミングについてなんですかとも、やっぱり今尾形委 員がおっしゃったのは、ある程度こっちで揉んでおいて、その内容を 確認してもらってから配付という行程かというふうに聞こえたんです けでも、ただし、弁護士さんが、その何かを言われたとして、その内 容を受けて、やっぱりこっち側で、それだったらこの内容だよねって いう、文言、微妙なデリケートな問題ですので、そこについては慎重 にも慎重を期してから配らないと何しろ一杯配って、回答を集めよう としているので、そこは厳重にというか、慎重に取り扱うべきだと 考えました。</p>
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。はい、石井委員

石井清則委員	<p>すいません、前回ちょっと委員会の方が私事で休んでおりまして、少し確認させてもらいたいんですけども、基本的に無記名で行うというふうに書いてありますけども、これ無記名でやった場合、意味があるのかなという部分が1点と。</p> <p>もう1点が無記名で行って、結局調査目的にある事実関係を明らかにするためにとありますけども、つまりこのアンケート取るのは事実関係が明らかになってない分からずの状態だから取るんだという、その2点ちょっとお尋ねしたいです。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、今石井委員の方から2点質問がございました。</p> <p>じゃあ提案者のほうの説明を求めます。はい、佐藤昌哉委員</p>
佐藤昌哉委員	<p>事実関係ということで、私どもこのアンケートによって、すべてがそこで事実だという認識はしておりません。ただ実態をまず把握して、どのような傾向があるのか、どういうことが事実として浮かび上がったということの答えを認識するかということも含めてですね、それは出されてから内容を精査といいますか、どういう見方をするかという、また集計してからの問題だと思います。</p> <p>我々後で申し上げますけども、対象を個々に郵送して、個々から返送してもらうという形をとっておりまして、職員ですので、これはやはり信頼をしてやるということが前提として、考えておりますので、そのすべてが、それが事実であるということは、このアンケートで我々はすべて求めて、結果を受け止めるということではないということ、実態をまず把握するという意味です。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、ただいまの件は、石井委員前回欠席でしたので、確認という意味でした。このことについては、前回ご議論もいただいておりますが、なお、また確認をいたいということであれば受けたいと思いますが、石井委員、今の説明でよろしいですか。はい、石井委員</p>
石井清則委員	<p>はい、すいません。前回の記録すべて読んできたわけでないので、申し訳ないです。無記名でやって、さらにその下にあるところで、共有するのが特別委員会と議会事務局のみで、何人たりにも公開せず、秘密厳守すると、身分保障の関係で、こう書いてあるのかと思うんですけれども、絶対公開しないのであれば、実名でもいいんじゃないかなとか、委員会の中が秘密会でもいいんじゃないかなとか、いうふうに私はちょっと感じてしまいます。</p> <p>また、このアンケートについて今的内容、無記名でやるのであれば、別にこの100条でなければいけない話でもなく、政務活動費であったり、常任委員会、職員のことを担当しているのであれば総務常任委員会でも十分可能な話であるので、この100条でやらなければならないいけないという理由を、ちょっと具体的に説明していただければ。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、このことについては前回も議論いただいておりますが、また、</p>

	なおお聞きしたいということでおろしいですか。はい、石井議員
石井清則委員	前回という話で私も後から確認してみますけれども、では前回の委員会で無記名でやるということを確認されたということですかね。
佐藤博幸委員長	いえ、あの内容については、あの今日その質問の内容を協議いただくということになっておりますので無記名ということについては、今日ご議論いただきたいと思っております。はい、石井議員
石井清則委員	では、先ほどの質問に答弁お願ひします。
佐藤博幸委員長	はい、先程の一点目の質問に説明お願ひします。
佐藤昌哉委員	はい、無記名についてなんですけれども、基本的にアンケート母数を大きくするという意味もありますけれども、そういう意味で傾向というのは、大きくつかみやすいところだと思います。 そして、提出する方もそのいろいろ自分の自らに降りかかったことって逆に考えてみるとすごいハードルが高い、実名を出して、出すというハードルが高いということだと思います。そのために個人情報を厳密にしていかなければならないということが前提としてあるので、無記名によって多くのアンケート母体を集めて傾向を探っていく、それは普通のことではないかなということで。また他市でも、池田市の場合も全職員に無記名で対応しているということなので、そういう先例に習ったこともありますし。無記名の方が集めやすいというところあるわけですけれども。そういう観点から無記名にしたということあります。
佐藤博幸委員長	はい。よろしいですか。はい、石井議員
石井清則委員	はい、その考えは分かりますけれども、じゃあ100条でやらなければいけないという、もう一個質問したその点をお願いします。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤昌哉議員
佐藤昌哉委員	100条でなぜやるかっていうのは前回、これやる、アンケート調査をやるということはもう決まっておりまして、あえてまたここでやるということになりますと、100条の調査でアンケートという手法の一つをやるということなので、アンケートだけが調査方法ではないかもしれませんけれども、前回アンケート調査をやるということで、100条1項の調査をするということを根拠に、私は成り立つんだろうというふうに思います。
佐藤博幸委員長	はい、石井委員。今の説明でこのことについては、前回議論していますので。そのことを念頭に置きながら質問をお願いします。
石井清則委員	前回、アンケートをやるということが決まったということは先ほど委員長からの説明で分かっています。無記名でやる理由ということです。なぜ100条でないとできないのか。別に総務常任委員会でもできますよね。政務活動費でもできますよね。 100条でやらなきゃいけないこの無記名アンケート、今無記名で

という提案でしたので、私は実名をいただければいいんじゃないかなと思うんです。そして確か100条委員会の提案のときにも、100条委員会にすることによって身分保障ができるという発言、議会の中であったかと思います。身分保障ができるから100条なんだというところで設置された委員会ですので、身分保障をちゃんとして、実名で取つたらいかがでしょうか。

佐藤博幸委員長

はい、佐藤委員に申し上げますが、それから石井委員にも申し上げますが、このことについて、同じ、繰り返しにならないようにお願いをしたいと思います。はい、佐藤昌哉委員

佐藤昌哉委員

アンケートの手法について、無記名がいいとか、そのなんだ。記名した方がいいとか、ここでそれを止めたほうがいいとかということも含めて、今回そのアンケートはするということを前提として私が今回提案したと。無記名で提案したと。

そして、無記名でやることの意義については、先ほど申し上げたとおりであります。そうでない方法もここでやらなくてもそっちの方でやった方がいいのではないかという議論は、それは私どものここで主張するものとは、相容れないものだと思いますので、そこはそこで判断してもらうしかないかなというふうに思います。

佐藤博幸委員長

はい、このことについては以上にしたいと思いますが、よろしいですか。あと先ほど、田中委員からあった確認の意味でという発言がございましたので、あの件も踏まえてですね、今後の取り扱いについては厳重に、また、なお委員皆様のご配慮をいただきながら、この協議も進めてまいりたいと思いますし、また先ほど話があった配付だとか内容だとかですね、回収だとかその段階に応じてですね、そういったことは、もちろん配慮しながら進めていかなくきやいけないと考えております。

はい。それでは次にまいります。はい、草島委員

草島進一委員

この100条の目的というのは、その事実確認を明らかにしてというところが大前提だと思うんですね。特に、このパワハラの問題は先日も申し上げましたが、事実の告発もない中で立ち上がっているわけなので。この無記名のアンケートをしてもやはりその傾向を探るっておっしゃいましたけども、その先どうするのかって話がありますよね。

そこをどういうふうに考えているのかちょっと改めてお伺いしたいのと、やはりやるなら記名でアンケート調査をするべきだというふうに私は思います。そうしないと、何というんだろう傾向を探るということがその真実を確認するというところにどうつながるのかが、どう考えても見えてこないんですよね。傾向を探ったところで、どうなんだこういう話になってしまふと思います。その辺どうお考えになつてているのかを伺います。

佐藤博幸委員長	はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	今回のアンケートについては、記名を否定しているのではなくて、記名したい方は記名すればいいわけですし、無記名の方は無記名でいいという選択があります。より幅広いアンケート収集ができるということの考え方立っていますので、そこだけにするとなかなかハードルが高い、声を出したくても出せないという状況を作ってしまう可能性があるのではないかと。そういうことではなくて、両方、どちらでもできるという選択肢を広げた方がアンケートをされる側としては、答えやすいのではないかという考え方あります。
佐藤博幸委員長	はい。よろしいですか。はい、菅井委員
菅井巖委員	議論を聞いていて、やっぱり有益な100条委員会のあり方とすればやっぱり記名を原則にすることだと思います。 そうした諧り方を、やっぱりアンケートやるのであればですね。あと、もう一つ。やっぱり設問の7以降はいらないと思います、私は。7、8、9はあくまでも事実のことばっかりなので。本人のこと、あと本人が目撃したとこの二つで。人から聞いたというのは、ほぼほぼならないと思いますので、私は設問のその部分は削除してもいいかなと思います。あとは記名で。原則でやったほうがいいと思います。
佐藤博幸委員長	はい。今、菅井議員からは記名でやるべきいうご意見、先ほどのご意見と同じような趣旨かと思います。あと今ほど話ありました7番、8番、9番については、いらないのではないかというお話がありましたが、このことについてお伺いしたいと思います。ございませんか。7番、8番、9番のことについての提案でした。はい、黒井委員
黒井浩之委員	7、8、9については私も参考アンケートで出しましたけれども、厚労省のパワハラ指針とかだと、やっぱり本人がなかなか言いにくいのが今回のパワハラだと。なので第三者とか見聞きした人が内部でしっかりと通報していくことが実は非常に大事だということで。むしろ、それをしっかりと取り組むようにというふうな、指針の中にも書いてあります。ですのでそういったものを、仮にその見聞きしましたよということで、記名で出す方もいることが十分あり得るので、やっぱりここは残しておいていいのではないかというふうに思います。
佐藤博幸委員長	はい。ほかの委員の方ございませんか。はい、草島委員
草島進一委員	やっぱりですね、この言動を行ったと聞いたことがありますからこのアンケートで噂話みたいなものを集めるようなことになっていけないと思いますので、やはりこの7番からは削除した方が、私はいいと思います。
佐藤博幸委員長	はい、田中委員
田中宏委員	今の通報の話ですけども、それは目撃したものを通報すべきであって、噂話を通報るべきではないと思うので、その意味でその問6

	以前は必要かもしれませんけど、問7以降は、やっぱり問7は少なくとも噂話を集めることにしかならないので、目撃したことに限定するっていうのは大切なことじゃないかと。その後の取り扱いも含めて思います。
佐藤博幸委員長	はい、田中議員からは目撃はいいのではないかということですが、噂話というお話をありましたけれども、聞いた、それから見た、このことについてはいらないのではないか。見た、見たは入る。あ、目撃したは、入りますね。聞いた、はい、というご意見でした。
	はい、石塚委員
石塚慶委員	はい、私は黒井委員がおっしゃったとおり、実際受けた、見た、聞いたの部分まで入れてもよいかなと思います。市役所の内部なので、課長自体がそのような状態で、実際に作業をする、資料などを作る、下の部下は、実際に出ていなくても、その課長を通して、例えば作業が増えるとか、そういう二次的な方法、なんというんですかね、作業の増量、無駄な残業、そういうものが波及している可能性もあるので、実際に見てはいなくても、その影響下にあった可能性はあるので、この部分は入れてもいいんじゃないかなというふうに感じるところです。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	あともう一点。そういう幅広い方々から聞いて、例えば無記名でなくて、記名とか電話番号、もしそういう方が、7番に付けた方が提出して、すると逆にそういうことが、調査で聞き取りができる可能性があるわけですよね。だから、実態により近づく、これは幅広いアンケートの取り方としては、いいのではないかと。無記名でなくて、実名を書いてくる可能性もあるので、そういう可能性を排除しない方がいいのではないかというふうに思います。
佐藤博幸委員長	ほかの委員の方、ご意見まだ述べられていない方ございませんか。
	はい、石井委員
石井清則委員	こここの部分はやはり先ほどからあるとおり、噂の段階を出ないということを考えますと、記名でのアンケートであればあってもいいのかなと思いますけれども、無記名でただ噂を集めても意味がない設問かと思います。
佐藤博幸委員長	はい、ほかの委員の方。はい、加藤委員
加藤鑑一委員	アンケートの目的をはっきりさせないとダメですよね。実際に厚労省もハラスメントのアンケート各職場でやっていましたけれども、それは厚労省がパワハラ防止法を作成し、それを改善させるために、職場の中にハラスメント対策を徹底させるためのいろんな調査活動という目的でやっていますよね。で、その厚労省のハラスメント調査には、実は公務員は入ってないんですよね。で、公務員はやはり人事院勧告

に基づいて、ここに職務を超えたというふうになっているので、職務の範囲を越えたところでというふうになっている関係上、厚労省のハラスメントアンケートには公務員、国家公務員、地方公務員が入っていないという実態があります。それぞれ人事院の方でもそうなんですが、そのハラスメント対策を取る目的でアンケートをする、で、この100条委員会というのは、ここでハラスメント対策をつくる委員会ではないはずですね。

市長のハラスメント疑惑というものがあるということを前提にして、それであなた方はその証人尋問をするということなので、この実際にやっぱり証人尋問を、このハラスメントの問題では、証人尋問で証人として出頭してくれる方を出してこなければ、実際に委員会としては、アンケート取っても何もできないんですよ。ですから、その証人を、やはりあなた方の責任で、提案した責任で、証人として出頭できる方をまず決めるというふうにやってください。記名で投書された方もおる訳ですので、その方に証人として、ぜひこの委員会で証言してくれるというふうに、具体的にお願いした方がいい。そうでないと、アンケートを取ると、前回も言ったように、無記名なら無記名なほど怪文書を増幅させるということになって、この100条委員会っていうのはその怪文書を増幅させる委員会なのかと。そうなった場合にあなたたちは責任をどう取るのだというふうになります。もし、無記名でいろんな噂話が書き込まれていたら、それの一つひとつのことについて、あなたたちはどんな対策を取るんですか。どんな解決方法をの方に示すんですか。職場の中に示すんですか。こんなパワーハラスメント対策をする場ではないんですよね、ここは。やはりちゃんと証人を早く、あなた方の責任でここに決めてください。

先ほど4人の証人決めましたよね、あなた方は。ハラスメントも決めてください。ぜひ出頭させてください。

佐藤博幸委員長

はい、ただいまのご意見ありました。加藤委員から証人として出してください、出頭できる方を出してくださいということでしたが、このことについてはご意見ございますか。はい、尾形委員

尾形昌彦委員

はい、アプローチの違いなんだというふうに思います。池田市のケースを参考しておりますけれども、池田市でもこのような形で無記名で抽出をして、無記名でアンケートを取って、具体的に証人となつていただく方については、記名を求めて、その結果6人の職員の方が秘密会で証人となつていただいているというような事実がございます。それも報告書を見ていらっしゃる方は、ご存知かと思いますけれども、そのような形で、まずアンケートとしては無記名で、幅広に取つていきたいというところと、記名をなされた方については、証人として証言をしていただくということを、今回も同じような形で進めて

	いきたいというところであります。
佐藤博幸委員長	はい、少々お待ちくださいね。今の証人の出頭についてなんですが、これは後ほどアンケートの結果、また記名をいただいた方が出てきましたら、それによってですね、また議論をいただくという形にしたいと思います。はい、あとほかにございませんか。はい、草島委員
草島進一委員	今のご意見についてなんですが、池田市と大和市の事例と一緒にしてもいいのかっていうお話があります。 大和市は、副市長さんがお辞めになっているみたいな事件があつて、それから始まった話と聞いていますし、池田市の場合も、何らかの事実確認ができるから話であつて、これ実名だけでも告発でもないこういう文章から立ち上がっているパワハラ調査っていうのは、今回初めてなんじゃないかと思います。だから、今、池田市、大和市の実例とかって挙げて、それを参考にしているみたいなお話ありましたけれども、これ参考にしていいのかなっていう話がありますし、変な先例を作ることに、この鶴岡市議会でなってしまうんじゃないかなと、私は懸念しております。
佐藤博幸委員長	このことについては、前回の委員会でも発言があつて、また、それに対する答弁もあったかと思いますが、どうですか。実際に書面でも出ている方もいらっしゃいますし、また、委員の方に連絡のあった方もいるという発言を前回の委員会でお聞きしていますが、そのことについては。はい、田中委員
田中宏委員	市職労さんが職員の労働環境を守るためということで、この100条委員会の動きなども見ながらですけれども、パワハラなどに関するアンケートをお取りになっているというふうに聞いています。 それで、先週第一次の締切りは終わったと聞いているんですけども、それは会計年度任用職員は除いた正職員すべてにアンケートを広くをお取りになると、それは匿名でお取りになると聞いているんで、幅広なアンケートっていう意味では、そこでパワハラを見聞きしましたかということ、体験しましたかということは、実際に取れるんだと思います。 もちろんその内容は、市職労さんが自分で、秘密を守るからといって仲間に聞いている話で、全然僕らが取ろうとしているアンケートとは違うんですけども、ただ、言ってみれば、僕らが、その先ほど加藤委員もありましたが、100条委員会において取ろうとしているアンケート調査というものは、やはり証人として、実際にご発言いただける方を、言ってみれば本当は100条委員会が立ち上がるときに、誰に頼むべきか分かっているべきだと思いますけれども、そのパワハラについての証人を探すためにやるんであるというふうに、先ほどからのご発言で思っておりますので、その意味でいうと無記名でのアン

	ケート調査というのは、市職労さんがついこの間行ったばかり、それも、しかも、今回郵送での提出を求めておりますけれども、グーグルフォームとかで手軽に送信もできるというようなことを準備された上でおやりになっているので、そこについてはある程度達成されていて、そこできっと問題になる事例があれば、市職労さんがきっとその市職労さんのアプローチとして出していただけるというふうに問題があればですよ、思ておりますので、そこは我々が取るアンケートというのは、そことは違うものでないといけないし、それは意味としては実名で責任を持って証人として出てくださる方をこそ名乗り出でていただくためのものであろうと思います。以上です。
佐藤博幸委員長	はい、先ほどと同じようなご意見だったかと思います。ほかに発言されていない方ございませんか。はい、富樫委員
富樫正毅委員	先ほど来からこの7番以降の問題があるわけでございますけれども、なんでこの7番以降はアンケートに該当しないのかなというの非常に疑問にあるんですね。 アンケートが回収された以降様々な意見交換等々すればいいだけの話なのかなというふうに思っております。そしてそれをですね、例えば噂話だというようなことで一蹴してしまうようなことであってはいけないのかなと。ましてこのパワハラの問題というのはなかなか表に出にくい課題であります。本人が一人悩んでそして病院に通つてというような話もあるわけでございますので、その辺は噂話だという一蹴するようなものの考え方というのはいかがなものかなというふうに思っていますし、また、従来からずっと嘆願書やそういう要望書を怪文書ということで片付けられておりますけれども、我々議員はそれぞれの様々な形で要望なり受けて、そして議会に諮ってきた経過がある。それが議員の仕事でもあると思っておりますので、その点はしっかりと捉えて真摯に受け止めていくべきであろうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいなと思います。
佐藤博幸委員長	はい、以上で皆さんのご意見出尽くしたでしょうか。
五十嵐一彦委員	はい、五十嵐委員 100条委員会鶴岡市では初めてのことでもありますし、これから進めていく上で他市の事例というのはやはり参考にする。これは当たり前のことだと思います。草島委員は他市については、事実関係があってからのことで、鶴岡市の場合は違うというご意見でした。 この100条委員会進めるにあたって会派の方で、独自に職員に対して聞き取り調査というものを特定の人数ではありますがやっております。その結果確かにパワハラを疑われる事実があったというふうに聞き取り調査では私たちは調査しております。 (「その証言から始めれば…」という者あり。)

令和4年4月12日 第4回 100条調査特別委員会 会議録

佐藤博幸委員長	静かにお願いします。
五十嵐一彦委員	全く事実がないということは、また違っていると私は認識しております。
佐藤博幸委員長	はい、草島委員
草島進一委員	それだったら始めにその証言者の確認っていうか、事実確認の意見聴取から始めるべきじゃないですか。 (「そうだ…」という者あり。)で、アンケートで広げてどうするんですか。まずそこを分かっているんだったらそこの事実確認することが先決でしょうが、と思いますよ。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	聞き取り調査っていうのは、極めて限られた人数の部分であります。実態とはまた違っていると思います。広く実態を調査するっていうのは極めて大事なことだと私は思います。
佐藤博幸委員長	はい、草島委員に申し上げます。同じようなことを何回もならないようにお願いします。はい、草島委員
草島進一委員	事実調査といつても私たち確認できていないので、まず。そういうことがお分かりになるんでしたら、まず、そこの確認から証人喚問するとかそういう確認からだだと思います。
佐藤博幸委員長	はい、ほかにございませんか。はい、菅井委員
菅井巖委員	公式なんで。ただいま五十嵐委員からあつた方が有力なまづそういう受けたということが分かっているということであれば、その方からまず証人をお願いするというのが本来の筋ではないですか。 委員長それを求めた方がいいと思いますよ。
佐藤博幸委員長	少々お待ちください、関連ですか今の菅井委員と。はい、石井委員
石井清則委員	はい、私も同じ意見で、そのような発言前回の委員会でもありました。あと12月議会でもそのような発言ありました。そのような方、事実が確認できる方がいるのであれば、まずその方を証人としてお呼びいただければと思います。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	ちょっと分かってないのかなという感じがいたします。聞き取り調査に応じるというプレッシャー、リスクとさらにまたそこで公の場で、公の場、秘密会になると想いますけれども証言するということがどれだけまたハードルの違いがあるかということを認識してもらいたいと思います。
	なので、まずは個別的にそこを全体像、組織としての全体像はどうなっているのかということがアンケートの眼目だということで思っております。当然それは並行して進めるべきだとは思いますけれども、ただ、今の例は一部であって、まだその証人までどうだかっていうのは、かなりそういったプレッシャーがある前提の中では十分ではない

	と思いますので、これはきっちりその辺はわきまえる必要があるんじやないかと我々は思います。
佐藤博幸委員長	はい、石井委員
石井清則委員	その発言ですと議場で言った100条の提案のときに身分保障ができるから100条なんだと言ったのに、もうすでに矛盾していますけれども。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	アンケート調査をやることで前回決めたわけですので、その中身だと思いますよ。その先は、するかしないかは決まっているわけでそれをどういうふうにやるかということで、全体像を実態把握するために、その傾向を参考するためにやるんだということで問題はないと思いますので。（「委員長」という者あり。）
佐藤博幸委員長	いやちょっとお待ちくださいね。同じような内容じゃないですね。同じような繰り返しになっているような気がしますが。（「答えていないから」という者あり。）
	いや答えてないからって言うんだけど、説明していると私は思いますが、はい、同じようなことでなければ、草島委員
草島進一委員	先ほど五十嵐委員からの発言が非常に重要で、自分たちは証言を取ったんだというようなお話をしたよね。事実確認できているんだという話でした。これ初めて聞いた話ですから、これちょっとアンケートのあれちょっと置いといて、そこが重要なことだと思います。
	さっきと話違っていますから。事実ができたんだったらその証言をきちんとすることが必要で、じゃあなんで先ほど佐藤委員がおっしゃったけど、じゃあ何のための100条委員会なんですかって話になっちゃうと思うんですよね、石井委員がおっしゃったように。だとしたらこの場できちんと事実確認することだと思います。
佐藤博幸委員長	はい、何度か同じような議論になっていますが。はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	この場で初めて私がそういったことを言ったのではなくて、12月定例会の一般質問の場でも私は同じことを言っております。独自にそういった一部の限られた一部の職員からそういったことをお聞きしているという。事実として私は申し上げているということです。
佐藤博幸委員長	はい、この議論についてはですね、証人のほうが先ではないかというようなお話がありましたけれども、今の議論は、今ここでお願ひしたいのはアンケートをやるということについて、どうのこうのではないんです。
	アンケートの内容について、ご審議いただきたいということでお願いをしておりますので、その証人を喚問するべきでないかというのは先ほどの証人喚問するべき方が今の時点では4名の方が出ておりますので、またこのアンケートに基づいてまた証言が必要な方が出てくる

	<p>かもしれませんので、それはそのときに、また皆さんからご協議いただきたいと思います。このことについては以上でしたいと思います。</p> <p>田中委員は、はい、どうぞ。</p>
田中宏委員	<p>今委員長おっしゃっていることの関連なんですけども、結局12月議会で初めてお聞きした一彦委員のご発言ありますて、誰なんだろうと不思議に思っている。で、いつになっても実名は出てこないし、その人の存在も我々は確認できていませんけども。一体本当にいるのかすら分かりません。言っているだけなのかもしれないし、それは分からぬですよね。</p> <p>そんな中でその証人、今4人先ほど決めたという話ですけれどもやっぱりそのむやみに広げるためのアンケート調査をする以前にするべきことがあるんではないかということを申し上げてから、1つ違う視点を申し上げますけれども、アンケート調査ってなかなか大変で、市職労さんに伺いましたけれども、先週金曜日の時点で270通ぐらい集まっているとおっしゃっていました。それも自由記述欄が多いので集計が大変だっておっしゃっていましたけども、一体このアンケート調査って、誰が集計して、どのくらいの時期に何かの結論を得ようとする形なのか、提案者に伺います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、ちょっとお待ちくださいね。今のご質問なんですが、これは今日でなくてあのアンケートを回収した後に、また改めて、次…（「何か提案者、おっしゃりたいことがあるみたいな…」という者あり。）</p>
佐藤博幸委員長	はい、佐藤委員
佐藤昌哉委員	今の協議は、アンケートをするかしないかを一旦決めて、そして、その手法についてはどうかということまた次の…
佐藤博幸委員長	はい。アンケートのですね、今の内容をご議論いただいているので、次の段階で、対象だとか配付だとかの方法論に入って行きますので、また、後ほどお願ひをしたいと思います。はい、田中委員
田中宏委員	<p>アンケート調査なるものは、もうアンケートそ取る瞬間から、その設問内容によって回収状況も全然変わってくるし、誘導もできますし、いろんなことがあります。</p> <p>とにかくその匿名か無記名か先ほど網を広げるために匿名、無記名でやるんだっていう話ありましたけど、そういうふうに広げれば広げるほど集計は大変になる。実名にすればするほど、ちゃんと精度の高い情報が出てくるから集計は比較的容易く、この予算を使って、血税を使ってやっている100条委員会の時間を無駄にすることはないし、市職員さんたちの労力も議会事務局とか、軽減されると思いますので、そこはやっぱりさすがにあのアンケートの内容というのを考える時点では、費用対効果とかそういうこともちゃんと考えるべきだと思いますので、そこは後でっていうことでは、ないんじゃないかなと</p>

	思います。
佐藤博幸委員長	<p>はい。今ほどの御意見ですけれども、今あの内容についてご議論いただきたいと思いますので、費用等については、また別の機会にお願いをしたいと思います。（「2番、3番」という者あり。）</p> <p>対象については、内容をまずこれでよろしいかということで、採決してから、次の段階に臨みたいと思っております。</p> <p>今までの意見と違いますか。どうぞ、加藤委員</p>
加藤鑑一委員	<p>議論の進め方ですけれども、いつでも採決で、多数決で決めていくと、新政クラブと公明党が賛成するものは何でも自分たちで、どんどん進められるということになってしまって、多数決はやめましょう。全員一致したところで合意したものでやるというのが、この100条のいわば権限、調査権限の最大のこの委員会ですので、全員の合意した点だけ進めるということにしてほしいと思うんです。</p> <p>そうしないと多数決でやれば、本当に多数派がいつでも自分の思うように調査できるということになって、調査権限の横暴につながりますし、そして決めた後でもこういうふうに混乱が生じます。いつまでも、委員会が混乱しているような状況で調査はできないと思いますので、全員が合意した点、例えば、アンケートに反対したけれども、調査項目については、これだけは納得できるという点だけにして、異論のあるものはこれ省きましょう。どうでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。今ほど加藤委員からありましたけれども、その全会一致でというご意見も第2回のときにありました。しかしながら、議論の内容、それから、それに対する様々なご意見が出尽くしたということであれば、やむを得ず、多数決もあり得るという確認をしておるはずです。</p> <p>そういうこともぜひご理解をいただきながら、ぜひご議論していただきたいと思います。</p> <p>はい。それでは、石井委員は今まで違うご意見ですか。</p> <p>（「違います」という者あり。）はい、石井委員</p>
石井清則委員	民主主義の基本である少数意見の尊重、今、多数決で記名か無記名かが完全に分かれている中で、多数決をしたときに、委員長はどのようにその少数意見を汲み取る予定ですか。
佐藤博幸委員長	はい。今ほどの質問ですが、少数意見は充分にお聞きしたというふうに私は認識しております。はい。はい。皆さまからのご意見を私はもちろん、皆さまからのご意見、少数意見たった一人であっても、お聞きをするということは、先にも述べております委員会で。
富樫正毅委員	静かにしてください。そういう意見を私も承知をして議事運営に当たりたいというふうに思っております。はい、富樫委員
	記名、無記名に関してですけれども、ここは自由選択という選択もあってもいいのかなと。原則、無記名だとか、原則、記名とかいう二

	者択一じやなくて、記名できる方は記名してくださいというような発想、物事の考え方でもいいのではないかと思うんですけども。よろしくお願ひします。
佐藤博幸委員長	<p>はい、今、富樫委員からのご提案もありましたけれども、このアンケートのお願い文を読みますとね、そういう旨も書いてあるのではないかなと思いますが、もちろんアンケートに回答するしないは、その個人の方のご自由でございますので、無記名、記名、回答する方は、そこで選択をしてくださって、もちろん、その以前の問題で、回答しないという選択もあり得るかと思いますが、その辺の表現の仕方っていうこともあるのかな。富樫委員どうですかね。</p> <p>このお願い文について加えるべきとか表現を変えるべき…。</p>
富樫正毅委員	<p>最後にアンケートの取扱い等について、このアンケートの提出は基本的に無記名ですが、というように書かれておりますけれども、こここの文は、全部削っていただいて、記名できる方は記名してくださいというふうにすればいいんじゃないですか。</p> <p>原則、無記名だとか原則、記名だとかいうのであると、なかなか原則記名となると、やはり、ちょっとハードルが高くて書けないよねっていう人は、相当数出てくるっていうのは分かりきっていますので。</p> <p>その辺は、アンケートを書く人の判断に任せるというような記名の仕方が適当だろうと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、新たな提案として、ただいま、その内容についての説明もございました。この提案についてのご意見いただきたいと思います。今の提案でよろしいですか。（何事かいう者あり。）</p> <p>はい、今のご意見のとおりですね、記名、無記名、また、回答する、しないは、あくまでもその個人の自由な選択だということでございます。今ほどのお願い文書を、原則、無記名というところを、表現を変えて、無記名、記名はその方のご判断にお任せするということでよろしいですか。はい、菅井委員</p>
菅井巖委員	<p>100条委員会の設置目的ですので、このことを解明するためにあるんで、やはり記名しないと意味がないということです。このことをもってアンケートをとることをしないと、そして、ご協力を、証言もご協力できるということがないと、これできないと思いますよ。</p> <p>ここやって、ちゃんとやると、それが有益に使えるものだということを、やはり、これはあのアンケートそのものの存在が、大変、重要な問題になっていくということになりますんで、取り扱いは、やはりそういういたやり方で。そして、やる上では、先ほど言ったように弁護士さんに、こういったやり方で、事実解明をしていくんだよということのアンケートですということで、記名ですということで諧っていただければ、私はいいと思います。</p>

佐藤博幸委員長 富樫正毅委員	はい、富樫委員 先ほども言ったとおりパワハラっていうのは、本当に微妙なところがあつて、それぞれ秘密裏っていうか、誰にも言えなくて苦しんでいる方もいるっていうのが、このパラハラによって引き起こされた現実があるわけですよね。それを記名しなくちゃダメだというようなタガはめてですね、というのはちょっとハードル高くなってしまうんですよ。なんでそういうところが分かんないのか、非常に不思議なんですね。私は。
佐藤博幸委員長 草島進一委員	以上でしょうか。あの決めたいと思います。（「すみません」という者あり。）はい。草島委員。今までの意見と違う意見ですか。
草島進一委員	今の富樫委員のご意見に意見させていただきますが、パワハラの認定ってすごく難しいことだと思うんですよ。だから、慎重にやんなきやいけないというところがあると思います。だから、噂話みたいところで、そのパワハラがあるんじゃないかみたいな疑惑を盛り上げるようなことが、もしあったとすれば、事実からどんどん遠のいていくんじゃないかというふうに思うんですね。
佐藤博幸委員長 富樫正毅委員	おっしゃることはよく分かるんですが、それほどにパワハラの認定は難しいことなんですよ。だから本当、記名のアンケートなり、証言というので、事実を確認するということが本筋だと思います。
佐藤博幸委員長 富樫正毅委員	はい、富樫委員 だから分かってくれてありがたいんですけども。ただし、本当にそういう名前を書かなくちゃならないというのは、大変大きな決断です。だから名前書かなきやあんた知らないよっていうような話、それ自体がおかしな話になってしまふのではないかと思いますので、あくまでもこのアンケートというのは、皆さんが集まつた中で、そしてこの中でいろいろ協議する、乱用のことです。
佐藤博幸委員長 富樫正毅委員	ですから、例えば先ほどからいった7番以降がちょっといらないじゃないかっていうような話もあったんですが、様々な意見が、こういう意見もあったんだねということで、ここで精査すればいいだけの話なんじゃないですか。それがいかにもアンケートやつたから確定事項のようなことになる、そういう話じゃないでしょ。ですから、それでいいと思いますよ。
佐藤博幸委員長 富樫正毅委員	はい、これでこの無記名、記名、そして案内文の表現の仕方の話は出尽くしたかと思いますがよろしいですか。決めたいと思います。
佐藤博幸委員長 富樫正毅委員	はい、まずは先ほど提案ありましたこのお願い文の最後の方の段階に、記名・無記名、原則、無記名という表現を変えて、そのところは無記名・記名を改めて表現をしないということで提案がありました。
佐藤博幸委員長 富樫正毅委員	このことについてどうでしょうか、実際にはアンケートをするということが決まっておりますので、この内容では、今議論の内容について

	<p>ではこの記名・無記名のところが、皆さまから様々ご意見をいただいたというふうに思いますので、決めたいと思いますがよろしいですか。</p> <p>(何事か言う者あり) はい</p>
田中宏委員	<p>今のこととちょっと違うなあと思って聞いていましたので、記名・無記名の話についてのところと、あと問7以降を削除するの2点について、こちら側ひょっとしたら少数意見かもしれませんけれども言ってあるということを確認した上でご採決いただきたいと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、そのつもりでおりました。意見が分かれているのは2点でしたので、まず1点目この記名・無記名については表現を変えて又はそこを削除した状態で案内文を作るということについてはいかがでしょうか。賛成の方挙手願います。</p> <p>多数です。そのところは表現を、これは削除するということでおよしいですか。はい、佐藤昌哉委員</p>
佐藤昌哉委員	<p>それは、無記名でも記名でも、どちらでもいいですよという表現ということで理解してよろしいですか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>じゃあ全く削除するよりは、ご本人の判断で無記名・記名はよろしいですというような表現に変えるということにしたいと思います。それでよろしいですか。あと文言の表現については、正副委員長に一任いただきたいと思います。</p> <p>次に、問7、8、9については、要らないのではないかというご意見と、ある方がいいんだと、このままで行きたいというようなご意見がございました。これ意見分かれていますので、ここで決めたいと思いますが、提案がありました7、8、9、このまま残しての内容にするという方のご意見いただきましたので、このことについて賛成の方の委員の挙手を願います。</p> <p>はい、多数でございます。7、8、9は、そのままにしてアンケートの内容を作りたいと思います。</p> <p>続きまして進めてまいります。続きまして、アンケートの対象範囲についてをご協議願います。提案者の説明を求めます。</p>
	<p>はい、佐藤昌哉委員</p>
佐藤昌哉委員	<p>資料2、大きい区分の2の1、2についてですけれども、対象範囲を案内文にあったように、下の方から行きますと退職職員ということも含めてということで、あと1番については、令和3年4月のホームページ等に公表している数ですけれども、現時点ではちょっと正確なのかちょっと分かりませんけれども、大体1,900人余の職員があるということを前提として、基本的には全部ということありますけれども、他市の事例を見ても看護師、医療技術については、除くというところもありましたので、その部分は外してもいいのかなという考え方で、その他、ここ記載しております、保育士、技能士さんを除く</p>

令和4年4月12日 第4回 100条調査特別委員会 会議録

	<p>全部ということでしたけど、この辺については、ご協議いただければありがたいということあります。</p> <p>次に、3番の職員アンケートは誰がどのような方法で配付し又回収と集計はどのようにするかということです。</p>
佐藤博幸委員長	<p>佐藤昌哉委員に申し上げます。対象範囲についてだけ、ちょっと最初に決めたいと思いますがよろしいですか。（「はい」という者あり。）</p> <p>後ほど、またその話を聞きしたいと思います。ただいまご説明いただきましたこの資料の中の2番、職員アンケート対象者をどの範囲までにするかということで、今説明がありました。この提案でよろしかどうかお伺いしたいと思います。ございませんか。</p> <p>これでよろしいですか。はい、草島委員</p>
草島進一委員	<p>この対象者ですけども、市長が直接対応するっていうのは幹部職員の方々じゃないかと思います。あるところでは幹部職員についてのアンケートをしておりました。この全体に広げている理由を示してください。</p>
佐藤博幸委員長	はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	<p>多分、大和市は管理職ということで、草島委員おっしゃったとおりですけれども、池田市の場合は、796人ということで全職員、後は再採用職員まで対象にしているということでありますけれども、今回のアンケートについては、先ほどアンケートの中でもあったように、見聞きしたことがあるかというのは、広く管理職にとどまらず係長、あるいはそれ以下の主事とか、いろんな作業とか、政策立案に関わっているわけなので、そうした観点からも広くアンケートをした方が効果はあるという考え方で設定をいたしました。</p>
佐藤博幸委員長	はい、草島委員
草島進一委員	<p>今効果があるって言いましたけど、どういう効果ですか。何の効果ですか。</p>
佐藤博幸委員長	はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	<p>先ほどもアンケート調査によって広くアンケートの分母を広げるため、より傾向を掴むために、全体を対象とした方がいいのではないかと、基本的にはですね。</p> <p>でも直接、医師、医療現場とか、そういうところも他市で外している現状を見れば、やっぱりそこはちょっと直接市長との接点はどうなのかなどということで、外させてもらったということあります。</p>
佐藤博幸委員長	はい、ほかにご意見ありますか。はい、黒井委員
黒井浩之委員	<p>先ほどの問7以降の部分とも関連しますけれども、管理職の人が、仮の話何かあったとして、それが例えば部下ですか、その周辺の人々がその情報を聞いていると、それが複数名にわたるとか、例えば、そういうことも当然ありますし、それから、特に一般行政であれば、</p>

	若い職員も市長と直接接したりとか、様々なイベント等で市長の対応をしたりですとか、そういったこともありますし、また人事異動で様々な部署も行きますので、そういう意味では、そういった情報を取りやすく対応するというのはいいと思います。
佐藤博幸委員長	黒井委員に伺いますが、この対象を看護師、医師、医療技術や保育士、技能士を除くということで、このことについてはよろしいですか。除くというのは。
黒井浩之委員	対象はよろしいと思います。あと私個人的には、例えば消防士さんの分署勤務の方ですとか、そういった方は除いてもいいのかなですか、そういったものをちょっとと思いますけれども。
佐藤博幸委員長	はい、ほかにこの対象についてのご意見ございませんか。ありませんか。はい、それでは、この対象について退職職員も含めてありますか、このことについてはよろしいですか。はい、じゃあ、ここ29年度から令和3年度までの退職職員については対象にするということを確認をしたいと思います。
	それでは、1番の方ですね、2番の中の1番、対象をここに書いてあります、市が公表してある1,906人のうち看護師、医師、医療技術職、保育士、技能士を除く全部という提案がありました。そして、黒井委員からは、消防の分署職員は除くという提案もございました。これはどちらにするかということでご意見いただきたいと思います。どちらがいいですか。はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	各地域にも分署があるのは事実であります、中央とか北分署もありますけれども、そして消防本部、中枢のところに本署という消防署の現場の部署があるわけですので、多分そこから過去3年から5年間で異動している場合もあるので、人事異動で。過去1年間だけだったらいわけですけれども、その退職職員、異動して回っているということもあってですね、その可能性も考えると、行政職は行政職なので、200人ぐらいの、トータルで210人足らずの組織ですけれども、ここは含めてもいいのかなっていう感じがしますけど。
佐藤博幸委員長	はい、含めた方がいいのではないかというご意見でした。黒井委員、何かございますか。
黒井浩之委員	はい、分かりました。異動での区分での手間等もあろうかと思いますので、了解です。
佐藤博幸委員長	いいですか。はい、加えるということで。はい、ほかにご意見ありますか。はい、では、この資料にあります対象者を看護師、医師、医療技術職、保育士、技能士を除く全部ということで確認したいと思います。
	賛成の方の挙手を願います。
	はい、多数でございます。以上で行いたいと思います。

はい、続いてまいります。あと配付の方法、回収方法についてであります。はい、それでは先ほど説明ありましたけれども、佐藤昌哉委員にこの内容について説明をお願いします。

佐藤昌哉委員

3番の職員アンケートは、誰がどのような方法で配付し、また、回収と集計はどのようにするかということでありまして、二つ区分して、配付方法としては、現職職員の送付については、事務局さんの方であて名シールの作成をお願いして、封筒又は各庁内あての文書棚へ配付をお願いしたいということで、我々にはそういったその個人情報といいますか、そういうところを触れないように、あえてするためにもお願いをしたいということもありまして、あと各郵送料の経費節減効果もあるのかなということで考えてみました。

あと、退職職員の送付については、住所、氏名、情報等をその職員課から議会事務局に提供してもらい、議会事務局から郵送をお願いするということで、我々委員はその秘密を守らなければならないということは前提としてはありますけれども、なるだけそういうことを未然に防ぐという、目に触れないようにするために、行政間同士でやつていただいたほうが、受け取る側としても信頼的にはあるのかなと、信頼性を増すのかなということで考えました。

あと、摘要でアンケート調査期間は、おおむね2週間程度ということでありまして、アンケート用紙、返信用封筒及び切手封入作業については、我々もできることは協力して、仮に1,900人となればですね、それかなりボリュームもあるので、その辺の作業的なお手伝いはやっぱりしていかなければならぬのかなということになります。あて名はこう見ないようにしてですね、その辺うまくやる必要があると思います。

あと、2番の集約方法については、基本的に郵送していただくということです。回答に当たってのアンケート文書は、議会事務局において文書にナンバリングを印して、整理保管をお願いしたいということで、集計したアンケート用紙が散逸とか紛失しないようにするためにも、やっぱりその受付順といいますか、どういった手法がいいのか、そういったことに配慮してナンバリングをして管理をするということがよろしいかなということあります。

あと、集計方法の回答アンケート文書の項目ごとの集計ということで、例えば、先ほど1番から10番までのあれがありましたけれども、たぶん集計する際も、一定程度、番号選択ですので、集計はしやすいのかなということで、あと内容の記述についても、どのように整理をするかというのは、これからちょっとと考えなければならないということで、今現在、私がそれを持って、集計の仕方を詳しくは持っていない訳ですけれども、外形的にそういった集計方法もいいのではないか

と、今記載させてもらいました。

あと、これについても、アンケート集計には我々ができることがありますね、事務局と一緒に協力していきたいという考え方であります。以上です。

佐藤博幸委員長

はい、今お伺いしたいのは、今説明ありました配付の方法、1番ですね、それから2番についてはですね、1点目の集約方法までご協議いただきたいと思います。

集計方法については、また改めて委員会で、その集計分析についてはですね、皆さんからご協議願いたいと思っておりますので、この配付の方法と集約の方法、このことについて、こういうことを加えたらいいのではないかとか、これは除いた方がいいのではないかというご意見がございますか。ございませんか。

はい、じゃ、なければ、この今提案がありました、この配付の方法、集約の方法でよろしいですか。

はい、あと今事務局からこの取扱い、また、注意事項等について、お話がありましたので、このことについては、なおですね、事務局とまた正副委員長に一任いただいてですね、その辺の取扱いは厳重にしていきたいというふうに思います。

はい、それではこの配付の方法及び集約方法についてこのとおりでよろしいとするご意見の方、挙手願います。

はい、多数でございます。それでは、このとおりにしたいと思います。

それでは、先ほど1点目で、対象範囲についての議論の中でですね、退職者の議論で対象にするということになりましたので、平成29年度から令和3年度までの退職職員を対象にする場合は、ご協議をいただいた結果ですね、請求をしなければなりません。そのための記録の請求について、協議をしたいと思います。

先ほど協議されました平成29年度から令和3年度までに退職した鶴岡市職員の住所、氏名及び退職時の所属が分かる記録の請求が必要になります。この記録の請求について採決を行ないます。

ただいま協議されました平成29年度から令和3年度までに退職した鶴岡市職員の住所、氏名及び退職時の所属が分かる記録について、地方自治法第100条第1項に基づき提出を求めるについて、賛成の委員の挙手を求めます。

はい、多数であります。よって、そのように決しました。

それでは、続きまして、アンケートの調査期間に入りたいと思います。調査期間についてはですね、先ほど、はい…はい、それではこの調査期間に入る前にですね、次に、ただいま可決されました記録の提出期限についてお諮りしたいと思います。

	<p>4月26日とすることにご異議ございませんか。よろしいですか、はい、事務局からの4月26日という提案でご異議ございませんということで、異議なしと認めます。</p> <p>よって、記録の提出期限を4月26日とすることに決しました。</p> <p>はい、それではアンケートの調査期間について協議願います。アンケートの調査期間について事務局から説明お願いします。何かお願ひとかございませんか。</p>
議会事務局主幹	<p>今日決まりましたので、これから準備に入っていきますけれども、まず、今のところの見込みは、いろいろあて名を作るものとか、そういうものに、4月下旬くらいまでお時間を頂戴できればというふうに考えております。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、あと事務局としては、ぞの準備期間と、それから発送して、対象となる調査期間、これ先ほどの提案で2週間程度という話がございましたが、まずは準備期間としては、今月の末ということですか。じゃあ、準備期間、今月の末を目途に進めてまいりたいという提案がございましたので、これでよろしいですか。</p> <p>それでは調査期間については、2週間程度が適切でないかというご意見がございましたが、これを目途に進めてよろしいですか。はい。それでは、この調査期間、期限については、なおあの、今ほどのご意見を踏まえてですね、正副委員長とそれから事務局で、決めて、期限を決めてまいりたいと思います。またなお、そのことについては、次回の委員会でご報告を申し上げたいと思います。</p> <p>はい、それではアンケートの依頼文及びアンケートの質問項目の文言などの詳細に関する実務的な部分については、正副委員長と事務局で打ち合わせをしてまいりますので、正副委員長に一任をお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>はい、異議なしと認めます。よってそのように決しました。</p> <p>なお、回収後の集計については、次回の委員会で協議したいと考えております。</p> <p>はい、続いてまいります。協議題の3、次に、弁護士の選任についてを議題とします。弁護士を選任することについては、2月25日に開催した委員会で議決をいただき、また人選につきましては、正副委員長に一任をいただきました。</p> <p>正副委員長協議の結果、山形県弁護士会に依頼してはどうかということで打診しましたところ、弁護士会の方から、関係する資料や、これまでの経緯が分かる資料を提供するように求められ、資料を送付しましたところ、前回のところまでは、前回の委員会で報告いたしました。その後、弁護士会から推薦依頼書を提出するようお話がありましたので、3月17日付けで弁護士会に対して推薦依頼をし、3月29</p>

	<p>日付けで回答がありました。その内容は、山形県弁護士会の会員である、藤井正寿法律事務所、事務所は酒田市にありますが、藤井正寿弁護士を推薦する旨の回答をいただきました。</p> <p>このことを受けまして、本委員会の法的助言者として、山形県弁護士会の会員であります、藤井正寿弁護士を選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>はい、異議なしと認めます。よって本委員会の法的助言者として、藤井正寿弁護士を選任することに決しました。</p> <p>それでは次に、その他に入ります。委員の皆さんから、その他ございますか。はい、石井委員</p>
石井清則委員	<p>はい、さきほどの議論の中ありました、証人、具体的に2人の名前はあがっていませんけども、2名の方が候補として、ま1人は、実名で申し入れ書をされた方、もう1人は、五十嵐一彦委員の方から、公的な場で何度となく、出てきていらっしゃる職員の方、少なくともその2名は、このパワハラに関して、証人として重要な証言等、持ち合わせる可能性があると思いますので、ぜひ証人として呼んでいただきたいなと思います。</p> <p>なお、申入れ書を出された方に関しては、こちらでも調べようがあるんですけども、もう一方、五十嵐委員の方からありました方に関しては、こちらでは調べようがないので、そちらの方確認していただいて、ぜひ証人として事実を知っている方が、この委員会に来ていただけるようにしていただきたいんですが。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、ただいまの石井委員の提案ですが、証人として、またなお追加ということでですね、お願いしたい旨のお話がありました。これについては、今日はまず、4人ということまで決定をいただきましたので、次回の委員会までに、もし追加で提案、出頭いただく証人喚問いただく方がありましたら、出していただきたいというふうに思います。</p> <p>はい、石井委員</p>
石井清則委員	<p>もう一方に関しては、できれば2名とも、提案された会派のほうから証人として請求していただきたいんですが、それが不可能であれば1名はこちらでも調べながら、証人として請求できます。ただし、もうひとかたに関しては、存在すらわかりませんので、公的な会議で発言された五十嵐委員の方から、証人として請求していただきたいんですけども、その意思確認を委員のほうにしていただいてよろしいでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>このことについては、次回証人の順番、それから証人に対する尋問事項を予定しております。なおまた、今ほどの話の追加でお願いしたいということであれば、それまでにですね、提案をしていただいて、次回協議をしたいと思いますが。はい。</p>

令和4年4月12日 第4回 100条調査特別委員会 会議録

石井清則委員	委員長、これだけ会議の中で、公的な会議の中で、その方の存在が明らかになっているわけですので、五十嵐委員の方に証人として、請求する気があるのかないのか、それを確認していただけませんか。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	はい、聞き取りはしましたけども、証人に出てくれるまでは、確認しておりませんが、こちらの方で要請して、確認して報告させていただきます。
佐藤博幸委員長	はい、では次回まで報告するということでございます。よろしいですか。はい。次、他に、はい、石塚委員
石塚慶委員	はい、あの先ほど協議の3番で、弁護士さんの選任をしたわけなんですけども、第2回の会議だったと思うんですが、請求する記録のところで、22項目のうち3項目、これが100条の範囲を逸脱するんじゃないかなということで、項目削除して、現在、記録の請求を行っているところと思います。 弁護士さん選任されましたんで、その部分、範囲の確認等ぜひしていただいて、可能であれば、請求をしていくような形がよいかと思いますが、委員長その辺、対応お願いできればと思います。
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。今ほどのご意見でございます。先ほど法的助言者としての弁護士の選任の決議をいただきましたので、早速ですね、この法的助言者に対して、藤井正寿弁護士ですね、22件のうちの3件保留になっておりました、それで、第2回で、それを法的助言者に確認したのちにということになっておりましたので、さっそくそういう手続きを進めてまいりたいというふうに思います。
佐藤昌哉委員	はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	それで追加して確認ですけれども、前回は記録の請求について、個人と、21、22の団体はあるわけですけども、個人的には、加藤委員から、あるかないか、確認してからするものだというふうに、おつしやたんですけども、そのことも含めて、弁護士さんから確認いただければと、いうふうに思います。
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。じゃあ今ほどのご意見も踏まえてですね、その手続きの進め方、また確認の仕方、こういったことも含めてですね、法的助言者の藤井正寿弁護士に確認をしたいと思います。
富樫正毅委員	はい、ほかにございますか。その他ございませんか。
富樫正毅委員	はい、富樫委員
富樫正毅委員	前回ですか、あるいは前々回ですか、SNSの問題が出されたんですけども、私、ある方から資料をいただきまして、はっきり名前言いますけど、草島委員のSNSです。この資料ですね、この資料、本来、この場限りとなっていたものが、SNS上に掲載されているということなんですね。

	そして実際、そのコピーもいただいたんですけども、これは本当に、慎重にSNSでの発信は慎重にしていきましょうということで確認されたことなんですね。このことは、今私政治倫理審査会の委員長やっていますけど、そこに触れちゃうんですよ。しっかり触れてしまっています。まずその辺のまづ、弁明いたきたいんです。私。
佐藤博幸委員長	はい、弁明ということですね。ご本人ここにおりますので、弁明いただきたいと思います。
	ただいまのことについては、私も確認をしております。ブログにアップしております。前回の委員会でも私も最後の段階で申し上げました。ぜひ今後、個人的な情報なり、また、人権に関する配慮をお願いしたいということでお願いしたというふうに記憶しておりますので、またなお、このことについて草島委員から弁明をお願いしたいと思います。はい、草島委員
草島進一委員	私の方は、100条委員会であったことについて、事実について述べているだけでありまして、それについて意見するとかなんとかっていうことじゃなくて。どういう結果だったかっていうことを書いているだけにすぎませんが、それも悪いんですか。
佐藤博幸委員長	はい、富樫委員
富樫正毅委員	資料が写真としてアップされているんですよ。このままの資料が出ているんです。この場限りの資料ということになっているんですけど。それがSNSで拡散されていると。
佐藤博幸委員長	はい、少々お待ちくださいね。今、富樫委員からありましたその資料を私も確認しております。当日配付した資料をブログにアップされています。写真で。このことについて、自らの意見は、この委員会の中での協議では、いくら発言してくださっても結構なんですが、当日配付された資料をアップするのは、厳に慎んでいただきたいというふうに私も思うんですが。このことについて草島委員の弁明を求めます。
草島進一委員	私としては、その事実確認・事実関係について報道もされているわけですし、報道に記載されている方の事実としてアップしたまであります。
	資料については、この場限りっていう話は、僕、今お伺いしたんですが。資料とともに事実関係について、私はこのブログの中で述べているという話であります。それについて、その意見とかそういうことじゃなくて、報道もされていることに関して事実について述べているだけなので。資料がこの場限りということについては、今日改めて確認しましたのでこれからしっかり気をつけてまいります
佐藤博幸委員長	はい、富樫委員、今の弁明を受けまして何かございますか。
富樫正毅委員	ですから、あのときの話し合いでも、ある程度縛りをかけようというような話の中で、SNSは今の時代、これはそういうことをやった

	らとんでもないというような話があった。それからすぐここで出された資料がSNSでアップされている。
	これですよ。これ、この資料です。倫理条例では、本人や主催者の承諾なく写真・映像・録音した音声等をSNS等に投稿・公表し他人の名誉を傷つけないことっていうことがあります。ですから、しっかりここ当てはまっちゃうんですね。草島さんがやった行動が。
	(「いやいや、名誉を毀損したって…、どう当たるんですか。それ」という者あり。)
佐藤博幸委員長	静かにお願いします。今発言中ですので、静かにお願いします。
富樫正毅委員	はい、富樫委員 ですから、そういうことじゃないですか。承諾も何もないわけでしよう。そして、この場限りってなっている話を出しちゃっているんでしょう。ご自身の判断の中で。これ事実としてちゃんと受け止めなくちゃいけないですよ。
佐藤博幸委員長	はい、草島委員
草島進一委員	事実として、私は私のブログの中に書いているわけですけれども。資料がこの場限りっていう話は、改めて確認しましたので、これから気をつけます。以上です。
佐藤博幸委員長	少々お待ちください。富樫委員、今までよろしいですか。
佐藤昌哉委員	はい、ほかの委員。佐藤昌哉委員 草島委員にお尋ねしたいのですが、私から二つあります。前回、調査特別委員会の運営要領ありますよね。運営要領を定めたわけですが、この中の3番をご覧いただければ一般傍聴者への対応ということで要領で定められております。
	(1)、(2)あるわけですけれども、(2)のところで、委員会で配付した資料は一般傍聴者には配付しない。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りでないということで。前回は、報道機関も含めて一般傍聴者ですので、それは配付していないわけですけれども、これは当然、個別の委員会でもそうですし、不特定多数に対して自ら発信はしてはならないという考え方だと思います。なので、今回ブログで発信したことが、不特定多数に発信しているということに他ならないのではないかということで、運営要領に、ダイレクトにいけないということは無いですけれども、(2)の趣旨、意味を考えれば、ベテラン議員である草島さんは、理解はできたんだろうとは思うんですね。
	その辺の、この(2)の理解をどう考えておられるかということを、ちょっとと尋ねしたいなと思っていたんですけども。
佐藤博幸委員長	はい、今佐藤昌哉委員から運営要領について、抵触・違反するのではないかとご意見がございました。草島委員の弁明を求めます。
草島進一委員	私としては、先ほど申し上げたとおり事実に関するお伝えしたかつ

令和4年4月12日 第4回 100条調査特別委員会 会議録

	たということあります。報道機関でも報道していることですし、その内容について発信をしたということあります。先ほども申し上げましたが、この提出された資料について、改めて、そういうことだと確認できましたので、以後注意したいと思います。
佐藤博幸委員長	はい。田中委員は、今ほどの草島委員のことについてですか。（「はい、そうです。関連です」という者あり。）それとも別ですか。関連ですか。はい、田中委員
田中宏委員	確認ですけれども、今草島委員が提示してらっしゃる文書は2点ですかね。事務局にちょっと確認したいのが、前回、今佐藤委員がおっしゃったのは、運営要領についてのところですけれども、前回以前の中で例えば記録一覧表というようなものについて、例えばSNSのような場で、あるいは別の場かもしれませんけれども、市民の方に共有するということを慎もうということって、確認されていたのでしょうか。というのを事務局に、今でなくとも結構ですので確認したいと思います。
佐藤博幸委員長	その前に、私もこの委員会の中で、配布をした資料につきましては、取扱注意をお願いしますという旨を申し上げました。このことについては、第2回それから第3回でもお願いをしたところであります。このことについて、お尋ねがありましたけれども、事務局からお答えすることはありますか。
議会事務局主幹	実質的な1回目の審議のときの2月25日開催のところで、設置運営要領の話もしたなかで、その中ではSNSの縛りをかけた方が良いのではないかという委員からのご提案もございましたけれども、結論では、今後の推移状況を見ながらということで、なおそのときには、委員長のほうからは、情報発信については慎重に配慮してほしいとお願いベースのものがあったように記憶しております。
佐藤博幸委員長	はい、田中委員
田中宏委員	だとすれば、明確に例えば、この文書を先ほど富樫委員がご指摘されたように、この文章をSNSにあげることを厳格に規制したものではないように今聞こえましたけれども。そういうふうなことは、そういう確認は、議会事務局の会議録の中には残っていないということですね。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	我々が決めてこの会を進めていくにあたって注意しなければならないということで要領を定めたわけですね。で、直接的にSNSとかそういう文言は入っていませんけれども、一般傍聴者には配付しない資料を委員自らが発信していいのかという。その認識を問うている。あと、もう一点ブログの中で事実をとおっしゃっていますけれども、この記録の請求の一覧表で12番と21番、22番はまだ決まってい

	ないペンディングされた部分なので、その部分もさも請求できるっていうような表記になっているわけですよね。今日みたいな斜線になつていればいいわけですけれども、全部これは記録請求の一覧という形で出しておりますので、事実とは少し、だいぶ、違っているのではなかなということで問題提起したいと思います。
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。今ほどのお話よろしいですか。はい、じゃあそういうことで改めて私からも申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。はい、他にございますか。はい、他のことについて。 はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	もう一点、今回のパワハラに関連することで、草島委員が市政報告で出されている大変素晴らしい活動報告がありましたけれども、その中で100条委員会の市長の100万円の不記載問題という囲みがありますよね。 読んでもいいですよね、公表されているから。要するに100条委員会には、なじまないという記載があつて、また突如加わったパワハラ疑惑の発端の2通は匿名文書、職員OBの実名、1通は事実の告発ではないということで、否定をしているというところに私は問題があるのではないか、その事実か事実でないかは今ここでまさに究明している中ですね、頭からそれに基づいて調査委員会を今進めているわけなので、その事実を事実でないと、ここで断言していることに問題があるのではないかと、何が問題かといいますと、倫理条例の具現化に関する申し合わせの中で、2番の(2)とか(3)とか記載ありますけれども、議員として発言及び情報発信は核たる事実に基づいて行うということあります。
佐藤博幸委員長	それが事実かどうかをこれから我々で究明していくわけなので、そういうことで、そこで判断しきったこの表現というのは、あまり良くないのではないかということで指摘をさせていただきました。
佐藤博幸委員長	はい、ただいまの佐藤昌哉委員の御指摘に対して、草島委員から弁明を求めます。
草島進一委員	弁明という言い方もちよつとあれですけど、実際その申入れ書あるわけですが、元職員の方からもあるわけですけれども、これをもっては事実確認できないって話を書いているわけです。
佐藤博幸委員長	これをもっては事実確認できないと、だからという話をしているわけです。それがおかしいですか。この文書をもっては事実確認できなって話をしているわけです。それは、この場でも何度も言っていましたし、議会での討論のときも申し上げたはずです。それを伝えたわけですけど、それを酌み取っていただきたいですね。
佐藤昌哉委員	はい、佐藤昌哉委員 事実の告発ではないという前提でいって、その事実の告発や確認も

	なしにということであるので、そこは自分がその文面を発出した人に対して、それは事実でないということで、ここで否定しておりますので、そこは少し違うのではないかという私たちが受け取った段階では、じゃあ我々は何を、その事実確認をするために調査しているので、そこはちょっと違うのではないかという考え方ですが、そこも違うということなんですね。
佐藤博幸委員長	はい、草島委員
草島進一委員	それは受け止める方が違っていて、この文章に事実の告発があるかっていう話なんですよ。この文書をもって、この委員会も立ち上がっていますけど、この文書に事実の告発があるかっていいたら、ないから書いたわけです。 そういうことのご報告をさせていただいたということですね。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	それは全く告発した方々の尊厳というものを傷つけているんじやないかと、自分は実名で出している部分も当然あるわけですけれども、今これからまさに調査しようとしている段階でですね、これは事実でないと否定されて、立つ瀬はないと思いますよ。 だからもっと彼らの立場に立って、我々は客観的に判断していかなければならぬのに、委員自らがこういう発信をするのは、いかがなものかということあります。 このことは当人から聞かなければ、どういう気持ちでいるのか分かりませんけれども、大変残念なことだなというふうに思いまして、このことはもし事実、その告発したことは事実なわけですので、中身について我々が調査をするということなので、それもまだ定かでないうちに、これは事実でないということを否定するのは、違うのではないと、もしそうであれば条例の申し合わせ事項にも反することではないかということあります。
佐藤博幸委員長	はい、草島委員
草島進一委員	今、告発という言葉を発しておりましたが、この文章が告発に当たるかというと全然そうじゃないから取り上げているわけですね。 前から言っておりますが、職員の間で暴言があるという情報が交わされましたということをもって、告発というふうに受け止める方がちょっとそれはどうかなっていうふうに思うわけですよね。私がこういう形でこういうことがありましたということでもなく、本当、伝聞のような形のものが今回根拠になっている。そのことについて、私も議会報の中でお伝えをしたというまでなので、以上です。
佐藤博幸委員長	はい、
佐藤昌哉委員	確認しますけれども、前文で職員OBの実名1通は、事実の告発ではないと、ここに私は問題があると、匿名であればそうかもしれない

令和4年4月12日 第4回 100条調査特別委員会 会議録

	<p>けども、どういう思いで、実名でそういう文書を発したのかという気持ちを考えるとです、これが調査もしないうちに事実でないということが大変無理、残念だという彼らの実名者の立場に立って考えれば、そういうことだと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、このことについては、はい、草島委員に申し上げます。今後、草島議員のみならずですね、委員の皆様には、自らの活動報告には市民の誤解を招かないような、説明不足にならないような表現でですね、ぜひ発信をしていただきたいということでお願いをしたいと思います。</p>
菅井巖委員	<p>はい、ほかにございますか。その他。はい、菅井委員 100条委員会と並行的に、その後に議員に係る倫理の問題が議論されているところです。この委員会の中に、その中で対象になっている議員がお二方いらっしゃいます。</p> <p>市民の方々からは、自らのことも今調査の対象にあがっているという中で、その判断は昨日の記者会見でいろいろあるというのは聞いております。ただ正式にはこれからであります。で、100条委員会として、こうした委員をここで選んで、そして審議することに対してですね、市民の中からやっぱり疑問の声があがっているというのが、私も寄せられておりますので、委員長に諮っていただいて、その辺、委員の交代、そういうこともするべきではないかと私は思いますが。</p>
佐藤博幸委員長	<p>菅井委員に申し上げます。これは動議でございますか。ご意見ですか。私の見解ですか。</p> <p>はい、それでは申し上げます。私としては、ただいまのご意見に対しましては、例えば役職としてですね、あったということではなくて、今回は一般の特別委員会の委員としてのことについての御指摘だと思います。</p> <p>それで、今後については、この委員を続けることが、いかがなものかというご意見があったということでございますが、このことについては、私たち議員としてですね、また身分やこういった立場、役割というものは自らが判断をしてですね、そこでご自身がご結論を出されることだと思いますので、私たち委員会の中でですね、辞任するべきだとか、いや辞任しなくていいんだという議論は、ふさわしくないのではないかと、いうふうに私は考えます。</p> <p>ということで、あくまでも今ほどの御指摘については、ご自身の考えに基いて、私たちも見守ってまいりたいというふうに思います。</p>
加藤鑑一委員	<p>はい、以上です。はい、加藤委員 今の委員長の見解について私は非常に疑問だと思います。まだ倫理条例に基づく審査、存否は明らかになりましたけれども、措置についてはこれからです。議会委員会に諮られて、その措置が提案されて、</p>

	<p>決まるということになるので、まだ結論は先ではないかと、で市民の立場からすれば、市長をですね100条で調査する委員が調査する権限があるのかどうか、権利があるのかどうか、それが今回問われているので、慎重に委員については、今後、委員長が今即断していますけれども、充分に検討していくというふうにしたほうがいいと思います。</p> <p>まだ、倫理審査で措置が決まっていませんので、措置が決まり次第そのことは協議していきたいと、私は提案したいと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、今ほどの加藤委員のお話に対しまして、私も今申し上げたことは言葉足らずのところもありました。</p> <p>まだ確定したという段階でございませんが今後については、またその段階で皆さまからのご意見をいただきながら協議するとか、検討するとか、ということではないのではないかという、今時点での私の見解でございましたので、言葉足らずのことがありましたら、そのことについては、また改めてご説明を申し上げました。</p> <p>はい、他にございますか。はい、佐藤昌哉委員</p>
佐藤昌哉委員	<p>今のことに関連してですけども、特別委員会の委員の指名は議長が行うということで、委員会条例第8条で決められておりますので、そこで適正か、不適かというのは越権行為だと思います。この委員会で。</p> <p>なので、そこは倫理審査会がありますので、まずはそこで結論を出してもらって、その上でどうするかというのは議長が判断することだと思いますので、そこはきっちと棲み分けをしながら、していかなければならぬと思います。</p> <p>そして、その上でもし仮にそういったことが、委員も外れるというようなことになった場合、ならないかもしれませんけれども、それはあり得ないと思いますけど、これまで様々な懲罰委員会で懲罰を受けた者はどうなるのかということで、その辺がずっとこうエンドレス的に連鎖していく可能性もあると思うんです。</p> <p>だからその部分はきっちと総合的な判断が今回のことだけでなく、過去にどういった方がいたのか、そのことも含めてやっぱり検討していくべきだと思いますので、それはここで議論することではないということで申し上げておきたいと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、ご意見として承っておきます。はい、他にございますか。</p> <p>ございませんか。はい、ないようでございます。それでは、その他を以上で終了したいと思います。それでは、最後に日程について、次回の開催日時についてですが、事務局案を申し上げたいと思います。事務局案としては、どのようにになっておりますか。</p>
事務局主幹	<p>はい、現在、事務局で把握しております議会日程を考慮いたしますと、次回の委員会を4月28日（木曜日）の午前10時からという案で考えております。</p>

令和4年4月12日 第4回 100条調査特別委員会 会議録

佐藤博幸委員長

はい、ただいま事務局案として出ました。次回は、第5回4月28日（木曜日）午前10時からということでいかがでしょうか。よろしいですか。はい、じゃあそのようにしたいと思います。

それでは次回は、4月28日午前10時から開催したいと思います。

以上で、皆川治市長選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を散会します。お疲れ様でした。